

懇談会「三番瀬の未来を考える～有明海“東よか干潟”の保護と利用から～」
議 事 録

- 1 日 時 令和6年2月9日（金）午前10時～正午
- 2 場 所 レンタル会議室プロム船橋（船橋市本町5-3-5 伊藤LKビル6F）
- 3 出席機関 船橋市漁業協同組合
市川市行徳支所臨海整備課
市川市環境部総合環境課
船橋市環境部環境政策課
習志野市都市環境部環境政策課
浦安市環境部環境保全課
千葉県農林水産部水産局漁業資源課
千葉県環境生活部環境政策課
千葉県環境生活部自然保護課
- 4 講 演
（1）「東よか干潟の保全に向けた取組」
佐賀市環境部環境政策課 主査 金ヶ江 佑介 氏
（2）「東よか干潟の漁業」
佐賀県有明海漁業協同組合 参事 松本 毅 氏
- 5 結果概要 別紙のとおり

(別紙)

「東よか干潟の保全に向けた取組」佐賀市環境部環境政策課 主査 金ヶ江 佑介 氏

「東干潟の保全に向けた取組」と題して、①ラムサール条約に関する概要、②東よか干潟に関する概要、③東よか干潟で行っている登録湿地としての取り組み、④東よか干潟ビジターセンターにおける取り組み、⑤ラムサール条約登録がもたらす影響についてお話する。

①ラムサール条約に関する概要

ラムサール条約とは、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約のことを指す。「特に水鳥の」ということなので、水鳥以外の生物にとって重要な湿地も、この条約の対象となる。本条約は 1971 年に、イランのラムサールで採択をされており、生態系の保全に関する条約の中では、先駆的な条約であると考えられる。

目的としては、国際的に重要な湿地とその生態系を保全することに限らず、人類による持続的な利用をしていくことがラムサール条約の非常に特徴的なところである。

締約国は 172 ヶ国で、日本は北海道の釧路湿原を最初の登録湿地として 1980 年に加入し、現在は 53 ヶ所まで増えた。湿地の種類は、水田、ため池、水路、ダム湖、河川、湧水地、地下水系、カルスト・洞窟の水系、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など、湿地を 42 のタイプに分類される。

ラムサール条約湿地登録のためには、国際的な基準が 9 つあり、このいずれかを満たす必要がある。東よか干潟の場合は、基準 2 「国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地」、基準 4 「動植物のライフサイクルの重要な段階を支える上で重要な湿地」、基準 6 「水鳥の種又は亜種の個体数の 1 % 以上を定期的に支える湿地」が該当している。なお、日本においては、これらの基準に該当していることとは別に、「国の法律(自然公園法、鳥獣保護法等)により、将来にわたり自然環境の保全が図られていること」、「地元自治体等から登録への賛意が得られること」この 2 つの条件を満たしている必要がある。つまり、例えば環境省等が、登録を要望しても、地元住民の賛意が得られなければ登録はできないということである。

ラムサール条約の内容について、大きく 3 つの柱があり、1 つは「保全、再生」である。干潟は世界的にも、急速に消失が進んでおり、1970 年頃と比較すると、世界中

で40パーセント程度が消失している。残存する干潟においても、環境の劣化が進行している。湿地は開発されやすく、埋め立てが容易であり、東京湾は大規模な湿地の埋め立て開発が進んだ代表的な例である。失われつつある湿地の保全や環境悪化が進んだ湿地の再生を目指していくことが1つの柱である。

2つ目の柱が、「ワイズユース（賢明な利用）」である。冒頭でもご説明したとおり、守っていただくだけではなく、上手に利用していこう、湿地から得られる恵を持続的に活用していこうということである。

3つ目の柱が、「交流・学習」とある。保全・再生、ワイズユースを進めていくために、普及啓発を大切にしていこう必要があるということを示している。

これら3つの柱を軸として、佐賀市では東よか干潟における多様な取り組みを進めているところである。

②東よか干潟に関する概要

ここからは、東よか干潟についてご紹介する。ラムサール条約に登録されたのは、平成27年5月である。非常に閉鎖性の高い有明海の最奥部となる北岸に位置し、佐賀市の中では南端に位置する。単一の干潟としては、国内有数規模の干潟であり、その一部の218haが条約湿地として登録された。有明海全体でみると、全国の干潟の40パーセントが有明海に存在するといわれるくらい広大な干潟が広がる。東よか干潟の湿地の特徴としては、有明海奥部特有の泥質の干潟であることで、粒子が細かく、なめらかなクリーム状の泥で、足を踏み入れると埋もれてしまう。三番瀬では、潮が引いた際には干潟を歩くことが可能であるかと思うが、東よか干潟はまず難しい。有明海全体の干潟が、このような泥質の特徴をもっているわけではなく、例えば令和元年度に本会で講演でされた荒尾干潟は砂状の干潟であり、これらの違いは有明海の地形と潮流に関係しているものである。

続いて、東よか干潟がラムサール条約に登録された経緯についてお話する。登録に向けて動き出したのは、平成16年に遡り、当時、環境省が国内登録候補地に「大授搦」（東よか干潟の別の呼び方であり、「搦」とは干拓地のことを表す。）を選定、佐賀県と旧東与賀町（平成19年に佐賀市と合併）に条約登録について打診があった。しかし、当時、県としては、登録によって鳥類が増えて、農水産業への影響、空港のバードストライクへの懸念が増すことから、登録は困難と判断された。その後、平成24年

に荒尾干潟が条約に登録され、環境省より再度「大授揚」の条約登録について打診があった。平成25年、佐賀市において条約及び登録による影響等を調査研究した結果、登録を目指すことが決定し、地元住民や関係者の協力をえながら、県や地元漁業者との対話も重ね、登録に向けた取り組みを実施してきた。平成27年4月に国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護区の指定が行われ、5月にはラムサール条約登録が実現した。翌年の平成28年5月には、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップへ参加し、ラムサール条約湿地登録1周年記念イベントの開催も行った。

さらにその翌年の平成29年には「第8回アジア湿地シンポジウム2017」が佐賀市で開催され、日本では釧路で開催されて以来の開催となった。本イベントの際には、外国から多くの方がいらっしゃったため、地元の方もさぞ驚かれただろうと思われる。令和2年には、東よか干潟ビジターセンター（通称ひがさす）が完成した。

東よか干潟がラムサール条約に登録できた理由は、前段でご説明したとおり、ラムサール条約登録の9つの基準のうち3つが該当していることである。1つ目は基準2「国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要な湿地」に該当しており、東よか干潟では10目18科100種の鳥類が確認されている。また、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ホウロクシギなど、国際的に絶滅のおそれのある種も多くみられる。2つ目は基準4「動植物のライフサイクルの重要な段階を支える上で重要な湿地」に該当している。東よか干潟はシギ・チドリ類の渡来数が日本一を誇り、シベリア等の北の国で繁殖し、冬季に越冬のためオーストラリア等に南下する渡り鳥にとって、渡りの中継地・越冬地として、全国の干潟湿地と比較しても群を抜いた個体数の利用結果が環境省モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査で記録されており、なくてはならない環境となっている。3つ目は基準6「水鳥の種又は亜種の地域個体群の個体数の1%以上を定期的に支える湿地」に該当しており、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ダイゼンなどの東アジア地域個体群推定個体数の1%以上を定期的に支えている。少しわかりにくいですが、特定の種や地域個体群の利用率の高い環境はその種にとって重要であるという考えに基づいた基準であり、例えばズグロカモメは東アジア地域個体群が8000羽程度と推定されている。そのうちの、約10%に相当する800羽程度が東よか干潟を利用しており、種にとってこのような重要な環境が失われると影響は大きいため、積極的に保全していく必要がある。

続いて、東よか干潟の魅力についてご紹介する。東よか干潟は日本一の干満の差（最大6m）があり、雄大な干潟の風景が広がる。6mとは、概ね2階建ての家の天井くらいまで浸かるようなイメージである。潮が引いた際には、海岸から約6～7km程度先まで干潟が出現する。干潟にうっすらと水が溜まっている状態で映る夕日は圧巻であり、もちろん、晴天時に映る青空も素晴らしい。また、前段の説明でもお伝えしたとおり、日本一のシギ・チドリ類の飛来地であり、他では見ることのできない多数の野鳥の群れや希少な野鳥を見るために、全国から野鳥ファンが訪れる。珍しい種が飛来した際には、SNS等で情報が回り、堤防沿いの道路にずらっと車の列ができるほどの人が訪れる。そのほか、絶滅危惧種となっている塩生植物シチメンソウ（有明海沿岸のみに分布）の日本一の群生地があり、紅葉が美しい11月には、「シチメンソウまつり」も開催され、多くの観光客で賑わう。干潟の生き物も魅力的で、泥質であることや干満差が大きいことなどに起因した有明海特有の生き物の代表格であるムツゴロウやトビハゼ、シオマネキなどが生息し、海岸から間近に見ることができる。

③ラムサール条約登録湿地としての取り組み

佐賀市が行っている取り組みを、前段でご説明したラムサール条約の3つの柱に沿ってご紹介する。

まず、「保全・再生」の取り組みとしては、周辺環境の調査（底生生物調査や鳥類渡来状況調査）を佐賀大学、日本野鳥の会等と連携して行っており、経年変化を把握している。また、干潟環境の保全のために、毎年発生する豪雨災害により漂着する大量のごみの清掃活動を地域住民や企業等のボランティアにより実施している。例をあげると昨年の夏にも開催されたが、地元のテレビ局主催のイベントとして、大規模な清掃活動が行われている。また干潟環境の変化への対応として、干潟は干満の差が大きく、潮の満ち引きを繰り返すうちに泥が堆積し、海岸線が後退（陸地が増える）していくので、その状況把握の他、シチメンソウが立ち枯れを起こしたことがあり、その原因究明等、環境の変化に対する対応も行っている。

次に、「ワイズユース」の取り組みとしては、紅葉するシチメンソウやバードウォッチング、干潟の風景を利用したイベント等の観光資源としての利用や、産業への利活用として、有明海の特徴的な漁業の継続、「シギの恩返し米プロジェクト」と題した、恵まれた自然との共生によるブランド化による地域振興等を行っている。このブラン

ド米は、東京にある全国のブランド米を扱うアンテナショップ等でも扱っていただき好評を得ている。

次に、「交流・学習」について、東よか干潟ラムサールクラブと呼んでいる地元の小学生から中学生20名程度で構成される活動を行っており、年間を通したプログラムで東よか干潟の特長を学び、将来的な人材を育成している。また、体験型の講座で干潟を学ぶ機会を作っている。そのほか、地元の小中学校のカリキュラムに、干潟を学ぶ授業を組み込んでいただき、その授業に対する支援を、市のみではなく、地元の東よかまちづくり協議会の方をはじめ、多方面の方々に協力いただき行っている。子どもだけではなく、大人にも有明海をキーワードとして、漁業や海の再生、干潟の未来にむけた取り組みについて、学ぶ機会を提供している。また、海外のアメリカ合衆国アラスカ州のクパルック湿地と姉妹湿地提携を行っており、シギ・チドリ類とその生息地の研究及びモニタリングにおける協力や適宜情報交換等を行っている。

④東よか干潟ビジターセンターにおける取り組みについて

東よか干潟ビジターセンター、通称ひがさすは令和2年10月に開館した施設である。学習・交流・観光等の拠点となる施設で、環境にやさしい施設を目指し、地中熱を利用した環境に配慮した空調システムやペットボトルの利用削減のため、ウォーターサーバーの設置を行っている。来館者数は開館した令和2年10月20日から令和5年12月までに延べ35万2千322人となり、年間およそ10万人程度の来館者数となっている。来館者数の年間推移をみると、10月～11月に特徴的なピークがあり、これはシチメンソウの紅葉の時期にあたる。ビジターセンターにあるレクチャールームなどの施設の利用状況については、多くの方々に知っていただけたせいか、年々申し込み件数が増加しており、特に小学生の環境学習の場として認知度が向上している。また、SDGs教育の高まりによる中学校、高校の利用も増加している。

ひがさすではイベント・講座・ワークショップを多数開催しており、特に市が主催の子ども向け親子体験講座であるフィールドスクールはとても人気である。そのほか、地域や市民活動団体等が主催するイベントも行われている。

東よか干潟ではボランティアガイドによる活動も行われており、広大な干潟の風景、渡来する希少な野鳥、珍しい干潟の生きもの、シチメンソウなど、東よか干潟の価値や魅力を現地で案内する。コロナ禍で活動を休止していた時期もあったが、ガイド自

身が東よか干潟の魅力の一つとなっており、リピーターの確保にもつながっている。

⑤ラムサール条約登録による影響について

東よか干潟のラムサール条約登録によって、どのような影響があったかご紹介する。

まず、一番にあがるのは、認知度の向上である。観光客からは、ラムサール条約登録干潟ということで必然的に注目され、佐賀の観光スポットの一つとして、東よか干潟があがるようになった。またアジア湿地シンポジウムの開催もあり、海外からも注目されている。外部だけでなく、地元の方々にとっても東よか干潟が国際的に認められた重要な湿地ということで、その価値を再認識する機会となった。

次に、環境学習の場としての活用が増えてきたということを実感しており、統計的なデータがあるわけではないが、登録をきっかけに海の自然環境や干潟の保全に対する意識向上が図られたと考えている。具体的には、佐賀市環境政策課主催の小学生向けの環境ポスター展では、有明海の干潟をテーマとする子どもが増えており、それは東よか干潟のある地元の小学生に限らず、佐賀市内の多くの小学校から同様のテーマの作品が出てきている。こういった意識向上は将来にわたって、干潟の保全に繋がっていくと考える。

次に、国内外の湿地との交流が盛んになったという点があげられる。有明海にある三か所の登録湿地はもちろん、国内のラムサール条約登録湿地間の交流もあり、色々な情報交換が行われるようになった。

また、前段で紹介した「シギの恩返し米」プロジェクトのような、ラムサールブランドの活用も、良い影響の一つである。

最後に、湿地の登録により、大人から子どもまで東よか干潟に関心を持つようになり、改めて地元への愛着や誇りが醸成されたことが非常に大きな影響であると考えている。

「東よか干潟の漁業」佐賀県有明海漁業協同組合 参事 松本 毅 氏

「東よか干潟の漁業」と題して、①有明海漁業協同組合に関する概要、②漁協の現状、③ラムサール条約登録の問題点と現状についてお話する。

①有明海漁業協同組合に関する概要

先に講演いただいた、佐賀市環境政策課金ヶ江氏と内容が重複しないように説明させていただきます。

有明海の佐賀県域の海岸では東よか干潟のほか肥前鹿島干潟がラムサール条約に登録されている。東よか干潟の直近には佐賀県が管轄する九州佐賀国際空港があり、東よか干潟のラムサール条約登録によって鳥類個体数が増加するのではないかと意見があり、それによって空港におけるバードストライクが懸念され、登録時の障壁となった。

有明海漁協の概要であるが、令和5年度で正組合員数は1,401人、准組合員数が325人、ノリ行使者は647人いる。組合員数の減少が進んでおり、特にノリ行使者は昭和61年と比較すると3分の1以下に減少している。生産者の高齢化及び後継者不足で、右肩下がりに毎年減少している状況である。

もともとは有明海に18の漁協が存在したが、それが有明海漁協として1つの漁協となり、全部で15ヶ所の支所で構成されている。本所の水産会館は築50年以上が経過しており、平成28年の熊本地震以降、施設にひびが入り耐震性能が不十分ということで、建て替えが行われ、6階建ての建物で令和5年5月に竣工した。建物の向かい側には「サンのり」という有明海漁協が99%出資している子会社があり、漁業者がのりを販売等を行っている。そのほか、漁協直営の水産物直売所「まえうみ」も同じ並びにあり、平成25年12月に運営を開始した。有明のノリをより多くの方々に広げるための直販所で、当時は年間1億円程度の売り上げを目標としていたが、イベント等の開催が功を奏し、知名度が上がり、現在は年間3億円ほど売り上げている。

続いて漁協の事業についてご説明する。各都道府県にある漁協と概ね事業内容は同じで、購買事業、販売事業、利用事業、培養事業、指導事業、共済事業、加工事業を行っており、漁業生産はその殆どをのり養殖業が占めており、組合の営む経済、非経済事業とも必然的に、これを中心に展開され、各事業ともりのり養殖業の進展とともに推移している。

販売事業では、主にノリの入札会を開催しており、コロナ禍では、感染対策のためマスクや帽子を被った状態で行われていた。

培養事業ではカキ殻を利用したノリの糸状体培養を行っており、ノリの生産必要枚数の7～8割はこちらの培養体の供給で賄われている。また、有明海の漁業資源の再生にも取り組んでおり、以前はタイラギと呼ばれる貝が有明海で採れたが、原因不明の立ち枯れ斃死（へいし）が発生し、14年近くタイラギ漁ができない状態であり、こういった失われた資源の再生を目指している。タイラギは1キロあたり2000円～5000円の高単価で取引されており、まるで宇宙服のような潜水服を着用して、海底に潜って貝の採取を行う。そのほかウミタケと呼ばれるミル貝のような貝も資源量が減ってしまった種の一つである。

そのほか、長崎県との県境付近で県や市町と連携してカキの養殖にも取り組んでおり、これはカキがプランクトンを餌資源とすることから海苔の色落ちの原因となる赤潮対策として始まったものであり、餌やりの必要がなく、比較的労力がかからないことがメリットであるが、プランクトン量が多すぎるせいか、なかなかプランクトンの減少が見込まれず、ただ、カキの実入りはとても良く、こちらで養殖しているカキの中身はパンパン膨れる。豪雨等があると、カキが死滅することがあるので、定期的な巡回を行っている。令和5年においても、7月の豪雨で24時間雨量が900mm程度に達した際には、巡回を行っていたが、半数近くが死滅してしまった。

有明海漁協の海苔行使者は、夏季の間は比較的手が空くので船を陸にあげてしまう漁業者が多いが、ビゼンクラゲの漁を行う漁業者もいる。本種は海域環境が悪化しているときに発生するといわれており、かつては6年に一度程度の頻度でしかとれなかったが、平成24年ごろからは毎年のようにとれるようになった。エチゼンクラゲという大型のクラゲはご存じかと思うが、それよりは小さいものの、かなりの大きさがある。資源管理のため漁獲時の大きさの基準を定めており、傘の幅が40センチ以上であるものしかとってはいけない。しかし、これまでは中国が買い手となっていたが、福島第一原子力発電所の処理水放出の影響で、輸入禁止となり、買い手がいなかったため、クラゲ漁も行われなくなっている。

続いて、有明海における特徴的な干潟を利用した伝統的な漁法についてご紹介する。まずコウモリ網漁について、コウモリ網とは敷網の一種で、網を広げた際の形状が、コウモリが羽を伸ばした際の様子に似ていることからこのような名前と呼ばれており、

有明海の干潟の最大干満差6 mもある潮の満ち引きを利用した漁である。岸よりの河口漁場に設置し、引き潮に乗って移動する魚介類を漁獲する。同様に、潮の干満を利用した漁法として、あんこう網漁があり、こちらは網の形があんこうが口を開けた姿に似ていることから、このような名前と呼ばれている。他にも、竹羽瀬と呼ばれる竹をV字形あるいはW字形に立て込み、その突出部に漏斗状の網を取り付け、引き潮あるいは引き潮と満ち潮の両潮で漁獲をする両方があったが、2年前ごろに最後の1名の漁業者が辞められたので、現在はこの漁を行っているものはいない。竹羽瀬と似ていて、その小型版のようなガタ羽瀬と呼ばれる漁法があり、この漁法は東与賀地先で多く行われている。そのほか、タナジブと呼ばれる漁法は鹿島でよく行われてきた漁法で、竹を十文字に組んで湾曲させ、竹の先端を正方形の網(1辺の長さ6 m)の隅に結び付けた四手網を海中に建てたやぐらに取り付け、滑車を介して網を引き揚げ漁獲する。投網漁では、コノシロの水揚げ量が多く、沖合ではコノシロの群を探し回り、へさきから大型の投網を打つ。その他の場合は、満ち潮にのってくる魚を対象とする。ムツかけは有明海の干潟で特徴的な伝統漁法であり、ムツゴロウを針に引っ掛けて漁獲する方法である。現在も数名の方が本漁法による漁を実施している。

②漁協の現状について

有明海は平成29年7月に九州北部豪雨の被害に遭い、その当時は50年や100年に一度の大雨といわれていたが、昨今では毎年のように災害級の集中豪雨が発生している。1日に1000mm近くの雨が降ると、東よか干潟は湾の最奥部のため、河川から倒木を中心とした大量の流出物が湾に流れ込んで、海岸に漂着して溜まってしまう。佐賀市金ヶ江氏より説明のあった東よか干潟ラムサール条約登録範囲のシチメンソウ群落や鳥類観察が行われるエリアも同様の被害に遭っている。これらの漂着物は、陸地からのクレーンによる引き上げや重機をフローターに載せて海上での引き上げによって撤去を行う。漁業者は陸揚げの作業をボランティアで行っている状況である。

次に海苔の生産状況についてお話する。海苔の生育には雨がもたらす海への栄養分の供給が不可欠である。しかし、集中豪雨によって年間の降水量合計値は増加しているものの、平均的な降雨量は減少している。そのため、海中の栄養分が不足し海苔が生育不良を起こしてしまい、生産量は減少傾向にあり、平成19年の施設網数約31.5万枚から徐々に減少し、令和5年は約28万まで減少した。漁協の概要でご説明したと

おり、生産者の数も右肩下がりで減少しているが、生産者の減少の割には生産枚数が減っておらず、これは残っている生産者の規模が大きくなっていると考えられる。このような漁場に生じている問題に対して、改善を図るため、国や県の補助事業を活用し、海底耕耘を行い、海底に沈殿している栄養分を海水中に混ぜ込む措置を行っているが、なかなか効果が見えてこない。本来は自然下においては、九州は台風がよく来るためその際に海底がかき混ぜられて、自然と耕耘が行われ環境が良くなっていたが、近年の地球環境の変化によって九州に台風が上陸する回数が減少しており、その効果も期待できない状況である。

③ラムサール条約登録の問題点と現状

次にラムサール条約登録にあたって懸念されたのは、ラムサール条約登録のための担保条件となっている鳥獣保護区への指定によって、鳥類が増加するのではないかとという点である。最初にお伝えしたとおり、東よか干潟の近くには佐賀空港があるため、鳥類が増えることで、バードストライクが増加するのではないかと問題視された。しかし、この問題については、環境省の調査データで、保護区指定と鳥類の飛来数に相関性が認められないことが示された。実際に漁協の感覚としても鳥類の飛来数が増えた感覚はない。登録にあたっては、環境省から漁協に対して意見照会があり、登録の条件として、「①餌付けなど人為的に鳥類を増やす行為は禁止するとともに、登録地周辺のモニタリング(鳥の種類、数など)結果については、速やかに情報提供すること。②鳥衝突対策として保護区域内での有害捕獲が必要となり、申請があった場合は、速やかに許可を出すこと。③鳥獣保護区(特別保護地区を含む)でカモ等の生息羽数が増えて、周辺のノリや麦に被害が発生した場合に、有害捕獲許可の申請があれば、速やかに許可をすること。④万一、鳥獣保護区(特別保護地区を含む)や周辺地域で渡り鳥等からインフルエンザウイルスが検出された場合には、徹底した防疫対策を講じること。」この4つに佐賀市が確約するよう申し入れ、佐賀市が同意し市長名で確約書の通知があったため、漁協の理事会は条約の登録に内諾した。県からは、漁協をはじめ農業関係者や畜産関係者に対して条約登録に関する説明があり、漁協は前述した条件に市が同意して遵守することで登録を了承し、そのほかの関係者からも特に反対意見はでなかった。説明では、専門家の意見として、鳥獣保護区指定と鳥類の飛来数の関係について客観的データをもとに相関性がないことが示された。

次にラムサール条約登録によってどのような効果があったかご説明する。1つ目に、自治体と地域住民が連携した、生物多様性についての保全・啓発活動のさらなる推進がみられたこと、2つ目に干潟が国際的に位置づけられることにより、有明海の環境問題への内外からの関心の向上、有明海の再生に向けた県民協働による気運の醸成に寄与したことがあげられる。漁協の立場として、率直な考えを述べさせていただくと、ラムサール条約の登録で何かマイナスな点があったかといわれると、それは全くなかったと考えている。条約登録によって生態系が保全されていくといったことで、世間からのその場所やその場所で採れる漁獲物に対するイメージはとても良くなったと感じている。ラムサール条約の登録有無に係らず、海苔生産過程における鳥類の羽毛の混入は未だに解決が難しい問題であり、異物選別の機械による検知・除去を行っているが、完全に取り除くことは難しい。

【主な質疑】

○野鳥による海苔の食害について

参加者 野鳥による海苔の食害はないのか。

松本氏 野鳥による海苔の食害はあり、特に新海苔と呼ばれる採れはじめの海苔は食害に遭いやすい。しかし、これらの食害はラムサール条約登録がきっかけで始まったわけではない。

○ラムサール条約登録による有明海の再生に向けた県民協働による気運の醸成について

参加者 具体的な事例をご紹介いただけないか。

松本氏 佐賀市金ヶ江氏より説明があったが、年に一度、地元の佐賀テレビが主催で行っている「アクトクリーン SAGA」と題した清掃活動には多くの方が参加されており、これはラムサール条約登録によって東よか干潟の知名度もあがり、地元をはじめ県民の方々が、重要な場所であることを再認識し、積極的にきれいにしようという機運が高まったことの現れだと考えている。

○漁場の再生に関する取り組みについて

参加者 漁場の再生に向けて海底耕耘が行われているとのことであったが、そのほかにもどのような取り組みをされているか。

松本氏 基本的には海底耕耘が一番効果があると考えて継続して実施しており、そのほか国の補助事業を活用して、赤潮対策として、赤潮の要因となるプランクトンを捕食するアサリやカキ等の2枚貝類を増やすための取り組みをおこなっている。また、台風の減少によって、自然下で海底が攪拌されることが少なくなったため、凹凸がなくなり、平らな状態となっている。ウミタケ等の貝類は、凹凸の斜面部分を生息環境として好むため、海底が平らな状態は生息環境として好ましくなく、ヘドロ等が堆積し貝類が生息できない環境となっている。この対策として、海底に畝を作ることで凹凸を生み出し、生息環境の改善を図っている。アサリの生息環境改善のため覆砂事業を実施している県もあるが、あまり成果は得られておらず、一方で覆砂は行っていないが、アサリの漁獲量は一番多い県もある。とにかくできることには何でもチャレンジしていくという考

え方で漁場の再生に取り組んでいる。

○ラムサール条約登録がもたらす生物相への影響について

参加者 ラムサール条約登録が生物の増加に直結するものではないという認識でよい
か。

金ヶ江氏 ラムサール条約に登録したから生物が増えるというものではない。生物相
の変化は、気候変動をはじめ海だけに限らない環境の変化による影響が大き
いと考える。

○ラムサール条約登録による観光公害について

参加者 ラムサール条約登録によって知名度があがったことによる観光公害は生じて
いないか。

金ヶ江氏 特段そういった問題は生じていないと思われる。11月ごろのシチメンソウ
の紅葉時期には多くの方々が訪れるが、日常的に交通渋滞等が問題になるこ
とはない。

○ラムサール条約登録による補助金等の優遇措置について

参加者 ラムサール条約登録による補助金等の優遇措置はあるのか。

金ヶ江氏 現状では特にそういった事例はない。ビジターセンターについても佐賀市
が自前で設置している。その際、施設に導入した地中熱空調システムについ
ては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策の補助金を活用しているが、この補
助金はラムサール条約とは関係のない補助金である。

○ラムサール条約登録による制限について

参加者 ラムサール条約の登録に伴って、漁港の整備や清掃等を実施するにあたって
何等かの制限はかかったか。例えば、今までは市や県との調整で実施できたこ
とが、環境省をはじめとした国と調整が必要になってしまったといった事例な
どあればご教示いただきたい。

松本氏 漁業者からは東よか干潟の登録にあたって、当然そういった懸念もでており、
環境省に確認したが、漁協が実施してきたことは、登録後も今までと変わらず

に実施できると回答があり、実際に現時点で制限がかかって困ったという事例はない。ただし、鳥獣保護区への指定に伴い、地域内で猟銃によって鳥類を駆除することはできなくなっている。

金ヶ江氏 鳥獣保護区や特別保護区に指定されると、構造物の設置等において要許可行為となり、容易にはできなくなるが、海底の耕耘や浚渫等は問題なく可能である。漁業者が懸念する事項は全て質問事項として挙げていただき、佐賀市が取りまとめたものに対し、環境省から回答をいただいた。今までどおりできること、環境省に許可申請を行えばできることなど、漁業者において理解いただいた上で、仮に許可申請が必要になった際には漁業者がスムーズに手続きを進められるように市が責任をもって対応するという内容の覚書を作成して整理した。

参加者 登録によって、釣り等の遊漁は制限をうけるのか。また千葉県ではクロダイによる食害による被害が拡大しているが、こういった種の駆除を行う場合にも制限をうけるのか。

金ヶ江氏 釣り等の遊漁が制限を受けることはない。

松本氏 千葉県や愛知県ではクロダイによる海苔の食害がひどいという話は聞いている。有明海では、カモ類による食害が主で、クロダイも生息しているが食害の話は聞かない。

○ラムサール条約登録の範囲決定について

参加者 ラムサール条約の登録にあたって、鳥獣保護区としての指定範囲がラムサール条約の登録範囲となるかと思うが、その設定にあたって留意した点などはあるか。

金ヶ江氏 当初、東よか干潟のラムサール条約登録を進めていた際の指定区域は沖合も含めてもっと広い範囲であったが、協議を進める中で漁場が含まれない範囲にライン設定したり、構造物の設置が容易ではなくなるということで、シチメンソウ群落のある範囲も登録範囲から外している。漁場を範囲に含めて登録を行っても特に何もかわらないが、より漁業者の方々に納得いただけるよう漁場を登録範囲から外している。

○ラムサール条約登録地における有害鳥獣捕獲許可等について

参加者 ラムサール条約登録地において、有害鳥獣による漁業資源の食害被害等を受け、実際に捕獲許可申請等が行われた事例はあるか。

金ヶ江氏 今のところ申請はない。ただし、漁協と佐賀市との間で作成した覚書の中で、「食害が懸念される際には市が責任をもって対応する」とあり、実際に佐賀市が登録エリア外の漁場でカモ類の追い払いを行ったことはある。

松本氏 当初は、海苔の漁場を含めた範囲とする話があったが、漁協としては、羽毛の混入や食害の問題もあり、駆除ができなくなるということは避けたく、要望して現在の漁場を外していただいた。

○ラムサール条約登録後の取り組みについて

参加者 ラムサール条約登録後、保全・再生やワイズユースなど様々な主体と連携して取り組みを実施されてきたかと推察するが、登録前からある程度のビジョンをもって動いてこられたか。

金ヶ江氏 現在、東よか干潟においては、地元の方々、専門家の方々、大学の方々など様々な方たちに関わっていただいているが、登録前からどの主体と連携していくか決めていたわけではなく、登録に向かって進んでいく中で、NPOの方々や地域の方々が積極的に動いてくれたので、その流れの中で今の連携ができたと考えている。

「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」というものが策定されているが、こちらはラムサール条約登録後に策定されたもので、この計画策定にあたっては、ワイズユース検討協議会と呼ばれる組織を作り、大学の先生や自治体、地元の小中学校、農協、商工会、観光協会、野鳥の会等で組織され、どういった取り組みができるか意見を出し合った。それらの活動を継続することを目指して、本計画にとりまとめている。佐賀市のホームページに掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

○ラムサール条約登録に向けて関係者の機運をどのように高めたか

参加者 ラムサール条約登録に対し、当初佐賀県はバードストライク問題等があり、消極的であったというところで、地元自治体である佐賀市が地元の方々とも協

力して積極的に登録を押し進めてきたことで、登録に至ったかと思うが、その過程ではどのように機運を高めてきたか教えていただきたい。

金ヶ江氏 条約登録にむけて機運を高めるために、東よか干潟のシンポジウムを開催してきた。これはNPO法人の有明海ぐるりんネットという団体があり、こちらが主体となり、佐賀市が協力する形で開催された。この団体はラムサール条約登録以前から有明海のことを知ってもらい、関心をもってもらうために活動されている団体である。ラムサール条約登録は、より多くの方々に東よか干潟を知ってもらうためのチャンスととらえられて、積極的に活動いただいた。

○ラムサール条約登録後の市民団体等の活動について

参加者 先ほどお話にでてNPO法人のような市民団体は、ラムサール条約登録後に実際どのような活動をされているのかご紹介いただきたい。

金ヶ江氏 スライドにまとめたイベント等一覧からご紹介すると、大人向けの教養講座である「東よか干潟交流塾」を先ほど紹介したぐるりんネットの方々と協働で開催している。他には、「さすふえす」というイベントは淡水魚が好きな学生たちが集まる佐賀大学 Green-Nexus がビジターセンターでイベントを開催したいということで、佐賀市も協力してワークショップなどを行っている。そのほか、「有明海の十三夜」は、「さかのぎ」という佐賀市南部に位置する有明海の観光振興を目的として活動されている市民団体が主催で実施されているイベントで、東よか干潟は航空写真をみていただければわかるとおり、周辺に建物がほとんどなく、干潟と田んぼが広がり月が綺麗にみえるため、有明海の月をみながらのコンサートなど開催している。

○近年の有明海における海域の人工改変等の影響について

参加者 三番瀬は埋め立ての影響を強く受けているが、東よか干潟をはじめとした有明海全体ではそのような人工改変等の影響はうけているのか。

金ヶ江氏 佐賀県内においては、東よか干潟と肥前鹿島干潟の2か所はラムサール条約登録により規制がかかり、人工改変が加わることはない。有明海全体でみると、諫早湾の干拓事業の影響は非常に大きいと考えており、干拓堤防により湾が締め切られたことにより、そこに生息していた貝類は死滅し、鳥類も減少し、

かつては多く自生していたシチメンソウもほとんど見られなくなってしまった。
有明海においては、東京湾に比べ、人工改変等による影響は少ない。

以上